

京都工芸繊維大学オープンファシリティセンター設備利用要項

令和3年4月1日

オープンファシリティセンター長裁定

最終改正 令和4年3月24日

(趣旨)

第1 この要項は、京都工芸繊維大学オープンファシリティセンター規則（令和3年3月24日制定）第14条の規定に基づき、京都工芸繊維大学オープンファシリティセンター（以下「センター」という。）が管理する設備（以下「設備」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用者)

第2 設備を利用することができる者は、京都工芸繊維大学（以下「本学」という。）の学生、教職員又はオープンファシリティセンター長（以下「センター長」という。）若しくはユニット長が特に必要と認めた者とする。

2 設備の利用に際し、事前にユニットが実施する利用講習会への参加及び修了証の取得を求めることがある。

(設備の利用手続き)

第3 設備の利用を希望する者は、ユニットが定める手続きにより利用予約した上で設備を利用するものとする。

2 ユニット長は、設備の利用許可にあたり、人数、利用期間、利用設備等について必要な調整を行うことができる。

(経費の負担)

第4 設備を利用する者（以下「利用者」という。）は、設備の利用に当たり、利用料金等を負担するものとする。

2 利用料金等の額及び徴収方法については、国立大学法人京都工芸繊維大学が所有する設備等の共用・共同利用における利用料等に関する規則（平成30年7月26日制定）に定めるところによる。

3 第1項の規定にかかわらず、センター長は、ユニット長及び利用者が事前に協議した内容に基づき、本学において実施するプロジェクトについて、事前に学長の承認を得られたときは、利用料金等の全部又は一部を免除することができる。

(利用日時等)

第5 設備を利用できる日時は、本学が定める休日を除く日の午前9時から12時まで及び午後1時から午後5時までとする。ただし、センター長又はユニット長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(遵守事項)

第6 利用者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 設備及びセンターの備品（以下「設備等」という。）の正常な利用に努めること。
- (2) 設備に必要な材料は、各設備の定めるところにより利用すること。
- (3) 本学学生は、本学が定める傷害保険に加入していること。
- (4) 利用時間を厳守すること。
- (5) 設備等を汚破損若しくは紛失したときは、直ちにセンターに勤務する職員を通じて、センター長及びユニット長に報告し、その指示に従うこと。
- (6) センターの備品を、許可なく持ち出さないこと。
- (7) 設備等の利用後は、必ず決められた方法で清掃及び整理整頓をすること。
- (8) 安全に留意して作業を行うこと。
- (9) センターの設備等の利用に関し、センター職員の指示に従うこと。

2 利用者は、前項に定めるもののほか、センター利用の手引き、センター内に掲示された注意事項及び各設備の利用マニュアルを遵守するものとする。

(許可の取消等)

第7 利用者がこの要項の規定に違反し、又はセンターの運営に支障を生じさせたときは、センター長又はユニット長はその許可を取り消し、又は利用を停止することができる。

(その他)

第8 この要項に定めるもののほか、設備の利用に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て、学長の了承を得てユニット長が定める。

附 則

- 1 この要項は、令和3年4月1日から実施する。
- 2 京都工芸繊維大学グリーンイノベーションラボ装置運用要項（平成30年9月27日グリーンイノベーションラボ長裁定）及び京都工芸繊維大学新素材イノベーションラボ装置運用要項（令和2年9月24日新素材イノベーションラボ長裁定）は、廃止する。

附 則

- 1 この要項は、令和4年4月1日（以下「施行日という。」）から実施する。
- 2 京都工芸繊維大学ものづくり教育研究センター装置利用要項（平成30年7月26日ものづくり教育研究センター長裁定）、京都工芸繊維大学 KYOTO Design Lab デザインファクトリー設備使用要項（平成26年12月25日 KYOTO Design Lab ラボラトリー長裁定）及び京都工芸繊維大学グリーンイノベーションラボ電波暗室利用要項（平成30年9月27日グリーンイノベーションラボ長裁定）は、廃止する。
- 3 施行日の前日において、前項の各要項に基づき、利用手続きを開始した申請及び承認した利用は、なお従前の例による。